

だい じかすがいし
第5次春日井市

しょう しゃそうごうふくしけいかく
障がい者総合福祉計画

がいようばん
概要版



れいわ ねん がつ
令和3年3月

かすがいし
春日井市

1 計画策定の背景と趣旨

近年の障がい福祉分野を取り巻く法改正や社会的変化、障がいのある人の現状や意向を踏まえ、本市においても、各種支援の充実を図るとともに、障がいに対する理解の普及啓発等を一層進めていく必要があります。このような状況から、障がいのある一人一人ひとりが安心して暮らして自立、共生を実現するため、本市の新たな障がい者施策の指針となる「第5次春日井市障がい者総合福祉計画」を策定します。

2 計画の位置づけ・期間

本計画は、障害者基本法に定める市町村障害者計画と、障害者総合支援法に定める市町村障害福祉計画、児童福祉法に定める市町村障害児福祉計画を一体的に策定するものです。計画の期間は、2021（令和3）年度から2023（令和5）年度までの3年間とします。

3 重点目標

(1) 地域における生活支援の充実

- 障がい福祉サービス及び支援員等の質的向上
- 相談支援専門員の増員と資質向上
- 指定特定相談支援事業所及び指定障がい児相談支援事業所の増設
- 基幹相談支援センター及び障がい者生活支援センターによる指定特定相談支援事業所等への支援
- 基幹相談支援センター、障がい者生活支援センター及び障害者就業・生活支援センターの周知
- 多機関の協働による包括的な支援体制の構築
- 地域生活支援拠点の運用

(2) 障がい児支援の充実

- 重症心身障がい児が利用可能な事業所の確保
- 医療的ケア児への支援
- 児童発達支援センターを中核とした支援体制づくりの推進
- サポートブックの活用推進
- 学校生活支援員の配置の推進



(3) 障がいに対する理解の促進

- 障がい者の権利と差別解消に関する啓発
- 障がい者の虐待防止に関する啓発
- 障がい福祉教育や交流学習等の推進



しょう 障がいのある人が安心して ひとり あんしん じりつ きょうせい 自立・共生できるまちづくり

1 せいかつしえん 生活支援

しょう 障がいのある人やその家族が安心して暮らせるよう、サービス量の確保や、人材
いくせい ちいきせいかつしえんきよてん うんよう ほうかつてき そうだんしえんたいせい こうちくどう すす
の育成、地域生活支援拠点の運用、包括的な相談支援体制の構築等を進めます。



きほんてきほうこう 基本的方向

- ① しょう 障がい ふくし サービスの じゅうじつ 充実
- ② ちいきせいかつしえんじぎょう 地域生活支援事業の じゅうじつ 充実
- ③ じりつ 自立した せいかつ 生活を ささ 支えるサービスの すす 推進

2 しょう 障がい児の支援

しょう 障がいのある子どもや発達に遅れがみられる子どもに対して適切な支援ができるよう、サービスの
りょうてき しつてき じゅうじつ はか 量的・質的な じゅうじつ 充実を図ります。また、支援体制を推進するため、児童発達支援センターを増設します。

きほんてきほうこう 基本的方向

- ① しょう 障がい じしえん 支援の じゅうじつ 充実
- ② しょう 障がいの げんいん 原因となる じっぺい 疾病などの じゅうじつ 予防・ せいぞく 早期発見及び しょう 障がいの けいげん 軽減
- ③ きょういくかんきょう 教育環境の じゅうじつ 充実
- ④ しょう 障がい ふくし 福祉教育の じゅうじつ 充実
- ⑤ けんりようこ 権利擁護の すす 推進

3 ほけん いりょう 保健・医療

しょう 障がいや じっぺい 疾病の せいぞく 予防や じゅうどか 重度化の ほうし 防止を図るとともに、さまざま 人が 適切
いりょう しえん う 医療や支援を受けられる体制づくりを進めます。また、しょう 障がいのある
ひと しえん 人への かんせんぼうし 感染防止対策を りょうりつ 両立させる 取り組みを 行います。



きほんてきほうこう 基本的方向

- ① しょう 障がいの げんいん 原因となる じっぺい 疾病などの じゅうじつ 予防・ せいぞく 早期発見及び しょう 障がいの けいげん 軽減
- ② せいしんほけんふくし 精神保健福祉施策の すす 推進
- ③ なんびょうしさく 難病施策の すす 推進
- ④ かんせんしょうぼう 感染症予防・ たいさく 対策の すす 推進

4 教育

障がいのある子どもが障がいのない子どもとともに、それぞれの状況に応じた教育・支援を受け、のびのびと成長できるよう、今後も教育環境を充実します。



基本的方向

- ① 教育環境の充実
- ② 障がい福祉教育の充実
- ③ 生涯学習環境の充実

5 文化芸術活動・スポーツ等

障がいの有無にかかわらず、誰もが文化芸術活動やスポーツ活動に参加できる社会の実現に向け、障がいのある人の参加を支援する体制づくりや機会の充実を図ります。



基本的方向

- ① 文化芸術活動の推進
- ② スポーツ・レクリエーション活動の推進

6 雇用・就業、経済的自立の支援

障がいのある人の個性や状況に応じた就労が可能となるよう、雇用者の理解や合理的配慮を促し、きめ細かな支援を行います。また、民間企業への働きかけや福祉的就労の場の拡充等を進めます。



基本的方向

- ① 障がい者雇用の促進
- ② 福祉的就労の充実

7 生活環境

道路や公共施設等のバリアフリー化を推進します。また、地域で快適に暮らせる多様な住環境を整備できるよう、事業者への働きかけを行います。



基本的方向

- ① 福祉のまちづくりの推進
- ② 住環境の整備

8 情報アクセシビリティ

必要な支援や制度の情報が確実に届くよう、情報提供の充実を図ります。また、多様な情報媒体による発信やコミュニケーションツールの充実、意思疎通支援の人材育成を行います。

基本的方向

- ① 情報提供の充実
- ② 意思疎通支援の充実

9

ぼうさい ぼうはん
防災・防犯

しょう とうせい ふ ぼうさいくねん じっし ひなんじょ かんきょうせいびとう ぼうさいたいさく
障がい者の特性を踏まえた防災訓練の実施、避難所の環境整備等、防災対策を
じゅうじつ ぼうはんたいせい きょうか ちいき しえん みまも じゅうじつ はか
充実させます。また、防犯体制の強化や地域での支援・見守りの充実を図ります。



きほんてきほうこう
基本的方向

- ① ぼうか ぼうさいたいさく じゅうじつ
防火・防災対策の充実
- ② ぼうはんたいさく じゅうじつ
防犯対策の充実
- ③ みまも かつどう じゅうじつ
見守り活動の充実

10

さべつ かいしょうおよ けんりようご すいしん
差別の解消及び権利擁護の推進

きょういく けいはつ こうりゅう つう しょう だい しみん ただ ちしき ふきゅう ていちゃく
教育・啓発や交流を通じて障がいに対する市民の正しい知識の普及や定着
はか けんりようご せいど ふきゅう しょう しゃぎやくだい ぼうし とく
を図ります。また、権利擁護の制度の普及や障がい者虐待を防止する取り組み
すす とうじしやだんたいとう かつどう しえん
を進めるとともに、当事者団体等の活動を支援します。



きほんてきほうこう
基本的方向

- ① しょう りゆう さべつ かいしょう すいしん
障がいを理由とする差別の解消の推進
- ② けんりようご すいしん
権利擁護の推進
- ③ しょう ふくしきょういく じゅうじつ
障がい福祉教育の充実
- ④ ちいききょうせいしゃかい すいしん
地域共生社会の推進

11

ぎょうせい とう はいりよ
行政サービス等における配慮

しょう ひと てきせつ はいりよ う かくぎょうせいきかん けんしゅうどう じっし せんきよ
障がいのある人が適切な配慮を受けられるよう、各行政機関において研修等を実施します。また、選挙
とうひょうとう しょう ひと はいりよ かんきょう じょうほうていきょう いしそつうしえん とく
の投票等における障がいのある人に配慮した環境づくり、情報提供、意思疎通支援に取り組みます。

きほんてきほうこう
基本的方向

- ① しやくしやうとう はいりよおよ しょう しゅりかい そくしん
市役所等における配慮及び障がい者理解の促進
- ② せんきよ はいりよ
選挙における配慮

6

しょう ふくし そうだんしえん かつどうしひょう
障がい福祉サービス・相談支援の活動指標

くぶん 区分	ないよう 内容	かつどうしひょう 活動指標
		2023年度 なんど
きょたくかいご 居宅介護	きょたく にゅうよく はい しょくじ かいご おこな 居宅で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。	490人 6,789時間
じゅうどうほうもんかいご 重度訪問介護	じゅうど したたいふじゆう ひととう つね かいご ひつよう ひと だいしょう きょたく にゅうよく はい 重度の肢体不自由の人等で常に介護を必要とする人を対象に、居宅で入浴、排 せつ、食事の介護などから、外出時の移動支援などを総合的に行います。	8人 805時間
どうこうえんご 同行援護	しかくしょう により 移動が 著しく 困難な人を対象に、外出時に同行し、移動に ひつよう じょうほう ていきょう いどう えんご おこな 必要な情報の提供や移動の援護などを行います。	36人 449時間
こうどうえんご 行動援護	じこ はんだんのうりよく せいげん ひと だいしょう こうどう しょう う きげん 自己判断能力が制限されている人を対象に、行動するときに生じ得る危険を かいひ ひつよう しえん がいしゅつじ いどうしえん おこな 回避するため必要な支援や、外出時の移動支援などを行います。	25人 261時間
じゅうどしょう 重度障がい者等	かいご ひつようせい たか ひと だいしょう きょたくかいご ばじ ふくさう 介護の必要性が高い人を対象に、居宅介護を始めとする複数のサービスを ほうかつしえん おこな 包括的に 行います。	0人 0時間

区分	内容	活動指標
		2023年度
生活介護	常に介護を必要とする人を対象に、主に昼間に入浴、排せつ、食事の介護、創作活動又は生産活動の機会を提供します。	693人 の延べ13,292日
自立訓練（機能訓練）		3人 の延べ45日
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練などを行います。	20人 の延べ260日
宿泊型自立訓練		4人 の延べ124日
就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人を対象に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。	144人 の延べ2,333日
就労継続支援（A型）	一般企業などでの就労が困難な人を対象に、働く場の提供や、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。A型は、雇用契約に基づき、継続的に就労が可能な65歳未満の人、B型は、一般企業の雇用に結びつかない人や一定年齢に達している人が対象となります。	279人 の延べ5,352日
就労継続支援（B型）		631人 の延べ10,758日
就労定着支援	就労移行支援等を利用して一般就労へ移行した人を対象に、就労の継続を図るため、一定期間、企業・事業所・家族などとの連絡調整や必要な支援を行います。	43人
療養介護	医療と常に介護を必要とする人を対象に、医療機関で行われる機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活の世話をを行います。	24人
短期入所（福祉型）		98人 の延べ626日
短期入所（医療型）		20人 の延べ49日
自立生活援助	居宅において、単身等で生活することに不安がある人を対象に、一定期間、定期的な巡回訪問や随時の対応を行います。	2人
共同生活援助	夜間や休日に共同生活を営む住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、その他日常生活の援助を行います。	335人
施設入所支援	施設入所者を対象に、主に夜間、入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを提供します。	195人
計画相談支援	障がいのある人の課題の解決や適切なサービス利用に向けて、サービス等利用計画の作成、利用状況の検証及びサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行います。	540人
地域移行支援	主に施設に入所している障がいのある人や病院に入院している精神障がいのある人を対象に、住居の確保や地域で生活するために必要な相談などを行います。	2人
地域定着支援	主に居宅でひとり暮らしをする障がいのある人を対象に、連絡体制を確保し、障がいによる緊急の事態などに必要な相談などを行います。	2人

7

しょう じつうしよしえん そうだんしえん かつどうしひょう
障がい児通所支援・相談支援の活動指標

区分	内容	かつどうしひょう 活動指標
		ねんど 2023年度
しょうはつたつしえん 児童発達支援	しょうがいのある子どもが児童発達支援センターなどの施設に通い、基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。	618人 延べ4,883日
いりょうがた 医療型 しょうはつたつしえん 児童発達支援	じょうし かしまた たいかん きのう しょう 上肢、下肢又は体幹の機能に障がいのある子どもに、児童発達支援及び治療を行います。	4人 延べ20日
ほうかごとう 放課後等 デイサービス	おも しょうちゅうがっこう こうがっこう かよ しょう 主に小中学校、高等学校に通う障がいのある子どもに、授業終了後や休業日に、施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。	784人 延べ10,422日
ほいくしょうほうちんしえん 保育所等訪問支援	ほいくしょうほう かよ しょう 保育所等に通う障がいのある子どもに、専門知識を有する支援者が保育所等を訪問し、他の子どもとの集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。	24人 延べ52日
きょたくほうちんがた 居宅訪問型 しょうはつたつしえん 児童発達支援	じゅうど しょう とう がいしゅつ こんなん しょう 重度の障がい等により外出が困難な障がいのある子どもの居宅を訪問し、発達支援を行います。	3人 延べ3日
しょう じ そうだんしえん 障がい児相談支援	しょうがいのある子どもの課題の解決や適切なサービス利用に向けて、障がい児支援利用計画の作成、利用状況の検証及び障がい児支援利用計画の見直し（モニタリング）を行います。	433人

※活動指標とは、成果目標を達成するために、指標となる数値（活動量）を定めたものです。少なくとも年1回は実績を把握して、計画の達成状況等の分析・評価を行います。活動指標は、1か月当たりで、そのサービスを利用する人の数とその時間又は日数です。
※計画相談支援、障がい児相談支援については、月平均の利用する人の数（年間の総利用者数を算出し12か月で除した値）です。



8

ちいせいかつしえんじぎょう みこりょう
地域生活支援事業の見込み量

区分	内容	みこりょう 見込み量
		ねんど 2023年度
しょう しゃそうだんしえんじぎょう 障がい者相談支援事業	しょうがいのある人及びその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助などを行います。	9,715件
せいねんこうけんせいとりょうしえんじぎょう 成年後見制度利用支援事業	市長が後見等の開始の審判請求を行うとともに、その費用を助成することで、成年後見制度の利用を支援します。	6件
いしそつう 意思疎通 支援事業	しゅわつうやくしゃはけん 手話通訳者派遣 ちょうかく たしょう 聴覚、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人などに、手話通訳や要約筆記を行います。	555件 12件
いどうしえんじぎょう 移動支援事業	しゃかいせいかつじょうひつようふかけつ がいしゅつ よか かつどう 社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動など、社会参加のための外出を支援します。	267人 30,033時間
ちいきかつどう 地域活動 支援セン ター事業	じぎょうしよすう しない 事業所数（市内） じぎょうしよすう しがい 事業所数（市外） りょうにんすう 利用人数 そうさくてきかつどう せいさんてきかつどう きかい ていきょう しゃかい こうりゅう そくしん 創作的活動、生産的活動の機会を提供し、社会との交流の促進などを図る基礎的事業を行います。	16か所 7か所 553人

区分	内容	見込み量
		2023年度
日中一時支援事業	活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練、その他の支援を行います。	123人 5,535日
訪問入浴サービス事業	訪問により居宅において入浴サービスを提供し、障がいのある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図ります。	1,102回
日常生活用具給付等事業	日常生活用具の給付により、日常生活の便宜や福祉の増進を図ります。	7,803件
自動車運転免許取得・改造助成事業	自動車運転免許の取得に要する費用の助成、又は自動車の改造に要する費用の助成により、就労その他の社会活動への参加を促進します。	3件 14件



9 計画の推進

1 庁内関係機関の連携

保健、医療、福祉、教育、住宅、まちづくりなど、全庁的な連携のもとで積極的な事業展開を図ります。

2 関係機関の連携

様々な主体と相互に連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の実施に取り組みます。

3 広報・啓発活動の推進

障がいのある人に対する理解の促進を図るため、多様な主体との連携による広報・啓発活動を効果的に推進します。

4 計画の進行管理

「PDCAサイクル」の考え方を基本とし、計画の着実な推進に向けた点検、評価を行うとともに、必要に応じて計画を見直します。

第5次春日井市障がい者総合福祉計画 概要版

発行年月/令和3年3月

編集・発行/春日井市 健康福祉部 障がい福祉課

〒486-8686

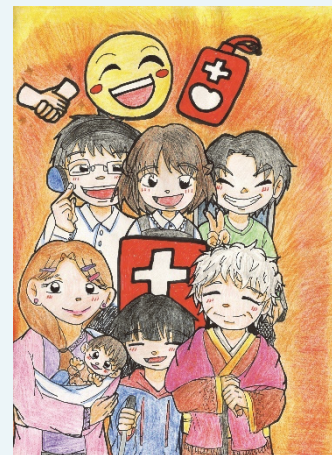
愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地

電話：0568-85-6186

ファックス：0568-84-5764

<https://www.city.kasugai.lg.jp>

E-mail：shogaifk@city.kasugai.lg.jp



(表紙・裏表紙のイラスト 春日台特別支援学校児童・生徒作品)